



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、「**專利審査指南改正草案（再度意見募集稿）**」を公表

Topic-2

最高人民法院、**独占禁止法に関する典型判例を**発表

Topic-3

CNIPA は商標の登録出願と使用において**先行権利と抵触することを回避するためのガイド**
ラインを発表

Topic-4

CNIPA、「**『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用**」を**発表（連載）**

CNIPA、「専利審査指南改正草案（再度意見募集稿）」を公表

中国国家知識産権局（CNIPA）は、専利法及び専利法実施細則の改正に対応するため、「専利審査指南」の改正作業を継続的に展開し、2022年10月31日に「専利審査指南改正草案（再度意見募集稿）」を公表し、2022年12月15日までパブコメを募集している。

以下は、実務との関連性が高い内容について簡単にご紹介する。

【意匠に関する内容】

- ・ 同一製品の全体設計とそのいかなる部分からなる部分設計とを、一つの出願として出願することはできない。
- ・ CNIPA は意匠国際出願を審査して拒絶理由通知が発行された場合、それに対する出願人の応答期間は4ヶ月である。

【無効審判に関する内容】

- ・ 専利権の放棄について

第三者に無効審判請求された場合、権利者がその対象専利の一部だけを自ら放棄することができるが、今回の意見募集稿によると、請求項の全部を放棄することができる。ただし、その前提条件は、社会公共の利益と他者の適法な権益に反しないことである。

- ・ 無効審決の発効時期について

今回の意見募集稿によると、CNIPA による無効審決が下されたその時点で発効される。すなわち、その時点で無効された専利権は既に存在しないことになる。従って、無効審決が下された後から、その無効審決が人民法院の効力を生じた判決により取り消されるまでの間の同一専利権に対する無効審判請求は不受理の取り扱いになる。

【秘密保持審査の期間について】

中国国内で完成された発明と実用新案を外国に出願する場合、秘密保持審査を受ける必要がある。秘密保持審査の請求人は、当該請求の提出日より4ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査意見通知書を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ出願することができる。秘密保持審査の請求人は、当該請求の提出日より6ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査決定を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ出願することができる。

当所の実務経験によると、秘密保持審査を請求してから、おおよそ2週間～4週間ぐらいで通知書が発行される。

【送達日について】

電子形式を通じて送達する通知と決定の場合、当該通知と決定の発行日は送達日になる。こうなると、今までの応答期間計算の際の「+15日間」がなくなり、応答準備期間は今より15日間短くなり、早めに応答方針を決めたほうがよい。

【遅延審査について】

実用新案も遅延審査の対象になる。実用新案に対して遅延審査を請求するなら、出願手続きをすると同時に遅延審査を請求しなければならない。遅延期間は1年、2年又は3年のいずれかにすることができる。

【専利権評価報告について】

意見募集稿によると、専利権評価報告の作成を請求できるのは利害関係者のみならず、被疑侵害者も請求できる。そして、権利者が出した弁護士書簡、電子商取引プラットフォームからの苦情通知書などを受け取った組織または個人も被疑侵害者に該当する。

【開放許諾について】

権利者が開放許諾声明を提出する際、使用許諾料の計算根拠と方式に関する概要説明を2000字を超えない範囲で併せて提出しなければならない。使用許諾料は、当該概要説明を根拠としなければならない。固定の費用基準で支払う場合は、通常2000万円を上回らないこととする。2000万円を上回る場合、権利者は専利法第50条に規定された開放許諾以外の他の方式を利用して許諾を行うことができる。ロイヤルティで支払う場合は、純売上高に対する歩合は通常20%以下、利益額に対する歩合は通常40%以下とする。

また、意見募集稿には、「審査の遅延による専利権存続期間の延長補償」と、「医薬品専利権の存続期間の延長補償」などに関する内容も詳しく規定されている。詳細は、下記のURLをご参照ください。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html

最高人民法院、独占禁止法に関する典型判例を発表

2022年11月17日に、最高人民法院は、独占禁止法に関する10大典型案例を公表した。

1. ドライビングスクールの共同運営という協調的独占協議の有効性に関する訴訟
【最高人民法院（2021）最高法知民終1722号】
2. 非励磁スイッチ特許侵害和解協議に関わる協調的独占協議に関する訴訟
【最高人民法院（2021）最高法知民終1298号】
3. 幼稚園に関わる協調的独占協議における実施者の契約違反に対する請求権の認定
【最高人民法院（2021）最高法知民終2253号】
4. サキサグリプチン錠剤の医薬品特許に関するリバースペイメント協議に関わる訴訟
【最高人民法院（2021）最高法知民終388号】
5. 延安市セメント企業の契約紛争及び協調的独占協議紛争における損害賠償金額の算定
【陝西省西安市中級人民法院（2020）陝01知民初509号】
6. CSLの写真に関わるスポーツイベントの独占的授権に関する反独占審査
【最高人民法院（2021）最高法知民終1790号】
7. パブリックサービスを提供する企業に関わる市場の支配的地位の濫用に関する紛争
【最高人民法院（2022）最高法知民終395号】
8. 海南省消防検測企業の協調的独占協議に対する行政処罰に関する事件
【最高人民法院（2021）最高法知行終880号】
9. 茂名市セメント企業の協調的独占協議に対する行政処罰に関する事件
【最高人民法院（2022）最高法知行終29号】
10. 恵州市自動車検測企業の協調的独占協議に対する行政処罰に関する事件
【広州知識産権法院（2020）粵73行初12号】

以下は、知的財産権に関連する案例の4番を取り上げ、簡単な紹介を行う。

4. サキサグリプチン錠剤の医薬品特許に関するリバースペイメント協議に関わる訴訟

（アストラゼネカ社 VS 江蘇奥賽康薬業有限公司：特許権侵害をめぐる紛争）

【案件の番号】：最高人民法院（2021）最高法知民終 388 号

【案件の基本状況】：スウェーデンのアストラゼネカ社は、特許番号 01806315.2 の「シクロプロピル基に基づいて縮合したピロリジンジペプチジルペプチダーゼ I V 阻害剤、それらの調製方法および用途」という糖尿病の治療のための特許の譲渡による権利者である。その商品はサキサグリプチン錠剤となる。係争特許の元の権利者は、特許チャレンジを受けないよう、特許無効宣告請求の請求者（奥賽康社の関連者）と和解協議を達成し、請求者が無効宣告請求を撤回し、権利者が請求者及びその関係者に対し係争特許の有効期間満了の 5 年前に係争特許の実施を許諾した。その後、請求者が協議の通りに無効宣告請求を撤回し、奥賽康社が係争特許を実施した。しかしその後、アストラゼネカ社は訴訟を提起し、奥賽康社は係争特許権を侵害したと主張した。第一審法院によりますと、和解協議が達成されたため、アストラゼネカ社の主張を斥けた。アストラゼネカ社が不服し、上訴したが、後に、二審の審理の間に奥賽康社と和解を達成したことを理由に訴訟を撤回した。第二審法院の最高人民法院によると、かかる和解協議は、外見上、医薬品特許に関するリバースペイメント協議に合致するため、人民法院はかかる和解協議の独占禁止法上の違法性に関して審査を行ってから訴訟の撤回を認めるべきかについて判断すべきである。係争特許権はすでに存続期間満了等の事情を総合的に考察し、撤回を認めた。

【本案の典型的意義】：医薬品特許リバースペイメント協議とは、医薬品の特許権者がジェネリック医薬品の申請者に対して直接的なまたは間接的な利益補償のこと（ジェネリック医薬品の申請者の不利益を軽減等）を約束し、ジェネリック医薬品の申請者が医薬品関連特許の有効性を争わないことや特許医薬品に関する市場参入を遅らせることを約束する協議である。本件は、中国の裁判所による「医薬品特許リバースペイメント協議」に対する初の反独占審査であり、控訴取り下げに伴う予備的な反独占審査に過ぎなかったが、結局、本件の和解契約は事件の特殊事情に照らして独占禁止法に違反するかどうかは明確されていないが、この判決は、非独占事件における反独占審査の重要性を強調したものである。本判決は医薬品特許リバースペイメント協議の限界と審査の基本路線を規定したもので、企業の独占禁止に関するコンプライアンスを高め、医薬品市場の競争秩序を規範化し、人民法院が独占禁止審査を強化するよう指導する上で積極的な意義を有している。

今回の典型事例の詳細は、最高人民法院の公式サイトにて確認できる。

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-379701.html>

CNIPA は商標の登録出願と使用において先行権利と抵触することを回避するためのガイドラインを発表

このガイドラインは、市場関係者が商標の登録出願および使用にあたり、誠実と信用の原則を守り、他人の先行権利を損なわず、関連公衆に混乱と誤認を与えないよう導くために制定されたものである。

一、適用範囲

中国商標法第 32 条には、商標登録出願が他人の先行権利を損害してはならないと規定している。このいう「先行権利」とは、商標登録出願日前に他人が既に享受し、かつ合法的に存続している権利または権益であり、商号権、著作権、意匠権、氏名権、肖像権、地理的表示、影響力を有する商品またはサービス名称、包装、デコレーション及びその他保護に値する合法的な先行権益を含む。

二、商標は各種の先行権利と抵触する状況

(一) 商号と抵触する場合

企業の名称は、自然人の氏名とは同じく、民法典により当該主体に付与された人格権の一つであり、一般に、所在地の名称、商号、業界または事業の特性及び組織の形態からなり、その内、商号は異なる企業を区別するために用いられる主要な要素である。実務上、商標法の分野では、企業名に対する保護は、主に商号に関する権利の保護に反映されている。また、安定的な対応関係を形成した企業名の略称も保護の対象となる。公的機関及びその他の組織の名称、個人のパートナーシップ、個人の商号は、商号に関する権利を参照し、保護され得る。

実務上、商標の登録出願が他人の先行商号権を侵害したか否かの判断は、先行商号の独創性や知名度、係争商標がその商号の所有者が実際に提供する商品・役務と同一または類似しているか否かと併せて検討される。

(二) 著作権と抵触する場合

著作権とは、著作者が創作した文学、芸術、科学の著作物に対して法律で認められた独占的な権利のことである。著作権法でいう著作物とは、文芸・美術・科学の分野で、独創性があり、一定の方式で表現することができる知的著作物をいい、一般的には、文芸作品、音楽作品、美術作品、写真作品、グラフィック作品などが含まれる。

実務上、先行著作権を有するかどうかを判断する場合、一般的には、関連著作物の公刊の証拠、関連著作物の先行創作と完成の証拠、登録証に基づいて判断され、有効な裁定文書などの証拠によってサポートされることもある。

(三) 意匠権と抵触する場合

意匠とは、製品の全体又は一部の形状、図形又はその組み合わせ、並びに色彩と形状、図形の組合せに対して行われる美的に優れ、工業的用途に適した新たなデザインを指す。

実務上、混同のおそれがあるかどうかを判断する際には、商標と先行意匠を全体比較をすることもあり、その主要部分を個別に比較することもある。

(四) 氏名権と抵触する場合

民法典によると、自然人は氏名を持つ権利と、法律に従って自分の氏名を決定し、使用し、変更し、

または他人に使用を許可する権利を有する。法律で保護される氏名には、戸籍上の氏名だけでなく、ペンネーム、芸名、訳名、ニックネーム、通称、ハンドルネームなども含まれる。

実務上、先行氏名権の保護範囲を決定する際には、氏名の周知性の程度、周知性の分野、商標の指定範囲や実際の使用範囲との関係で検討されるのが一般的である。また、公衆に誤認を与え、公序良俗を害し、その他悪影響を及ぼす氏名（殉職者の氏名、死去の著名人の氏名、著名人の氏名と同一するもの、宗教分野の著名人の氏名等）を商標として登録出願又は使用することは、商標法第 10 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定に違反するものとなる。

(五) 肖像権と抵触する場合

民法典によれば、自然人は肖像権を有する。肖像画とは、特定の自然人について、一定の媒体に描かれた画像、彫刻、絵画等によって識別される外形的なイメージを指す。

実務上、商標の登録出願が他人の肖像権を損害したか否かを判断する際には、一般的に、登録出願と使用行為が関連公衆に商品の出所の混同や誤認を生じさせるかどうかを併せて検討する。

また、他人の肖像（故人の肖像、宗教分野の著名人の肖像等）を商標として登録出願又は使用することは、公衆の誤認、公序良俗に反する、その他悪影響を及ぼす場合、商標法第 10 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定に違反することになるので、ご注意ください。

(六) 地理的表示と抵触する場合

地理的表示とは、ある商品が特定の地域を原産地とし、その商品の特定の品質、評判またはその他の特性が、主としてその地域の自然的または人的要因によって決定されることを示すものである。

実務上、商標の登録出願が他人の先行する地理的表示と抵触するか否かの判断は、一般的に、地理的表示の客観的存在とその人気、著名度、関連公衆の認識及び不正登録の主観的悪意の有無に照らして検討される。

また、地理的表示と同一または類似し、公衆に誤認されるおそれのある商標は、一般に商標法第 10 条第 1 項第 7 号または第 16 条第 1 項により優先的に規制されることになる。

(七) 一定の影響力を有する商品又は役務の名称、包装又はデコレーションに抵触する場合

一定の影響力のある商品・役務の名称、包装、デコレーションは、商品または役務の機能的形状のみからなるものではなく、一般的でなく、重要な識別機能を有する標識である。同時に、上記の標識は一定の知名度を有し、関係公衆がその標識によって示される商品・役務の出所を識別できるものでなければならない。一定の影響力を有する商品名とは、商品の固有名称と明らかに区別するものである。一定の影響力を有する包装とは、商品を識別し、携帯、保管、輸送を容易にする目的で商品に使用される補助的な物や容器のことである。一定の影響力を有するデコレーションとは、商品または包装を識別及び美化する目的で付された文字、図形、色およびそれらの組合せを指す。

実務上、商標の登録出願が一定の影響力を有する商品又は役務の名称、包装又はデコレーションに関する他人の権益を侵害したか否かを判断する際、一般的に商標とその権益の類似度、表示された商品又は役務の関連度等の要素で検討されることが多い。

ガイドライン全文は、CNIPA の公式サイトにて確認できる。

https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=180689&colID=66

CNIPA、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を発表（連載）

2022年8月12日に、国家知識産権局（CNIPA）が、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を発表した。2020年6月15日、国家知識産権局（CNIPA）は「商標権侵害の判断基準」を制定し、公布した。商標権に関する法執行の業務指導をさらに促進し、基準の普及と解釈をさらに改善し、法執行者が規定の意味を正確に理解し、各地での実施過程における基準の適用に関する質問を迅速に答えるため、国家知識産権局（CNIPA）は、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を作成した。当文書は、38条からなる「商標権侵害の判断基準」を逐条解釈した上、各条文に関連する典型的な判例も紹介した。本稿は、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」の重要な内容を取り上げ、抄訳の上、連載を行う。

第二十二條 登録商標を勝手に改変したり、複数の登録商標を組み合わせて使用することにより、同一の商品またはサービスにおいての他人の登録商標と同じである場合は、商標法第57条第1項に規定する商標権侵害行為となる。

登録商標を勝手に改変したり、複数の登録商標を組み合わせて使用することにより、同一または類似の商品・サービスにおいての他人の登録商標と類似し、混同を生ずるおそれがある場合は、商標法第57条第2項に規定する商標権侵害行為となる。

本条に対する解説：本条は、登録商標を勝手に改変し、または複数の登録商標を組み合わせて使用することにより商標権を侵害する場合の法律の適用について規定する。

登録商標に軽微な変更を加え、登録商標マークを引き続き表示し、または登録商標であることを明記する場合、商標法第49条第1項に規定する登録商標を勝手に改変する違法行為に該当する。変更が大きく、変更後の商標が関係公衆に新しい商標であると誤信される可能性が高く、登録商標マークを引き続き表示し、または登録商標であることを明記する場合、商標法第52条に規定する登録商標に成り済ます違法行為に該当する。強調すべきのは、登録商標を改変して使用することは、登録商標の表明・非表明にかかわらず、使用した商標が他人の登録商標の専用権の範囲に属する限り、商標権侵害となることであり、本条はそのような行為を明確に規制していることである。

旧国家工商行政管理総局商標局は1998年4月14日に「複数の登録商標の組み合わせ使用及び並列使用に関する意見」を公布し、「商標登録者は認可された商品において複数の登録商標を同時に使用できるが、登録商標マークは一つずつ明記しなければならない」と規定した。商標登録者が複数の登録商標を組み合わせ、または並列して使用する場合、その使用が元の登録商標の文字、図形またはその組み合わせを変更せず、かつ他人の登録商標の専用権を侵害しない場合は、正当な商標使用とみなされる。当意見によれば、複数の登録商標を組み合わせて使用することは、正当な使用であるために、同時に3つの要件を満たす必要がある。第一に、登録商標マークが個別に、すなわち各登録商標の右上隅または右下

隅に表示されていること、第二に、各登録商標に変更が加えられていないこと、第三に、他人の登録商標の専用権を侵害することがないこと、が挙げらる。ここで重要なことは、複数の登録商標を組み合わせ使用することは、個々の登録商標マークの表示の有無や登録商標の改変の有無にかかわらず、組み合わせ使用する商標が他人の登録商標の専用権の範囲に含まれる限り、商標権侵害となることであり、本条は、その行為を明確に規制していることである。

第二十三条 同一の商品またはサービスにおいて、企業名称の商号の部分を強調して使用し、他人の登録商標と同一である場合は、商標法第 57 条第 1 項に規定する商標権侵害行為となる。

同一または類似の商品またはサービスにおいて、企業名称の商号の部分を強調して使用し、他人の登録商標と類似し、混同を生ずるおそれがある場合は、商標法第 57 条第 2 項に規定する商標権侵害行為となる。

本条に対する解説：本条は、企業名称の中の商号を強調して使用することが、先行登録商標の専用権を侵害する場合の法律の適用について規定するものである。

商標と商号の抵触問題は、執行当局が直面する困難な問題の一つであった。商標の専用権と企業の名称権は、いずれも法定の権利であり、それぞれ商標に関する法律法規と企業名登録に関する法律法規によって保護されている。商標の専用権と企業の名称権の取得は、誠実と信用に基づくものであるべく、他人の商標や商号の信用を利用して、不当な競争をしてはならない。

商標法第 58 条によると、他人の登録商標を企業名の商号として使用することが、公衆に誤認を与え、不正競争行為となる場合、不正競争防止法に基づき対処する。行政執行の実務において、企業商号を使用する場面は主に二つある。一つは企業商号のフォント、サイズ、色を変えて商号を強調し使用すること、もう一つは企業商号のフォント、色、書き方を企業名の他の単語と一致することである。一つ目の状況は、登録商標の商標的使用に該当し、もし他人が同一商品または同一サービスに登録した商標と同じである場合、または他人が同一商品または同一サービスに登録した商標と類似し、混同を引き起こすことが容易である場合、商標法第 57 条第 1 項または第 2 項の規定に従い、処罰されるべきである。後者については、具体的な事案の状況に応じて不正競争行為に該当するか否かを判断すべきである。

『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用』の全文は、CNIPA の公式サイトにて確認できる。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/8/12/art_66_177297.html